

## ④ 給水装置工事の手数料等について

### 給水装置工事の手数料等について

- (1) 給水装置工事に係る手数料の種類
- (2) 工事申込書の流れと手数料の納入
- (3) 臨時給水の水道料金について
- (4) 水道利用加入金について
- (5) 下水道使用料の料金改定について

## (1) 給水装置工事に係る手数料の種類

- 給水装置工事に伴う手数料には、**設計審査手数料**と**検査手数料**がある。
- 水道局に申込みが必要な工事には、「新設工事」、「改造工事」、「撤去工事」の3種類がある。
- この3種類の工事のそれぞれに、**設計審査手数料**及び**検査手数料**がかかることになる。

## 設計審査手数料・検査手数料の金額

区分	メーター口径	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	40mm未満	1件につき 4,000円	1件につき 7,600円
	40mm以上	1件につき 8,500円	1件につき 14,800円
改造工事		1件につき 2,200円	1件につき 4,900円
撤去工事		1件につき 900円	1件につき 900円

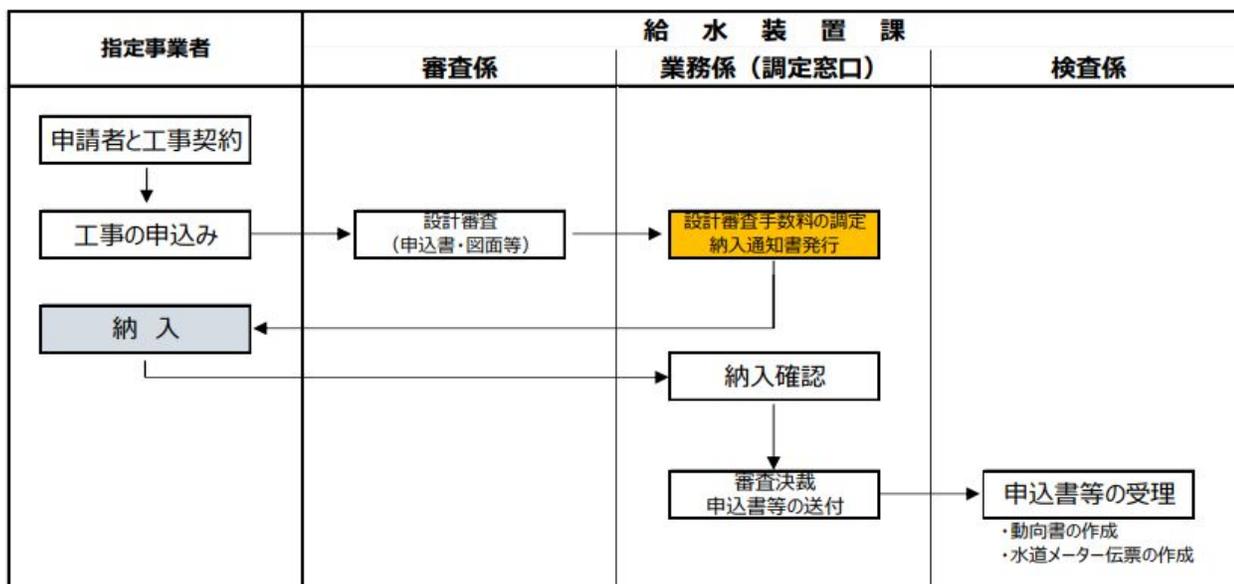
# 手数料の減免

- 水道メーターを複数設置する建物の設計審査手数料及び検査手数料の減免について

		設計審査手数料		検査手数料	
		1個目	2個目以降の減免額	1個目	2個目以降の減免額
新設工事	40mm未満	4,000	1,300	7,600	3,100
	40mm以上	8,500	1,300	14,800	3,100
改造工事		2,200	1,300	4,900	3,100
撤去工事		900	400	900	400

給水装置工事の手数料等について

## (2) 工事申込書の流れと手数料の納入



給水装置工事の手数料等について



給水装置工事の手数料等について

# 納入通知書・収納窓口

**納入通知書**

納入通知書※領収書

課定番号		給水装置設置場所	
		かたがき	
		納入義務者	

区分		納入金額	
本体		課取金額(円)	
税			
合計			

手数料、メーター補償費は非課税となっております。

※手数料は、即日納付です。

支払者住所		かたがき	
支払者氏名		支払者氏名	

区分	課定番号	課定月日	課取金額	うち消費税
本体				
税				
合計				

札幌市水道事業管理者  
上記の金額を領収したのを通知します。  
(取りまとめ部 北海道銀行本店営業部)



給水装置工事の手数料等について



複写料金20円(税込)／枚

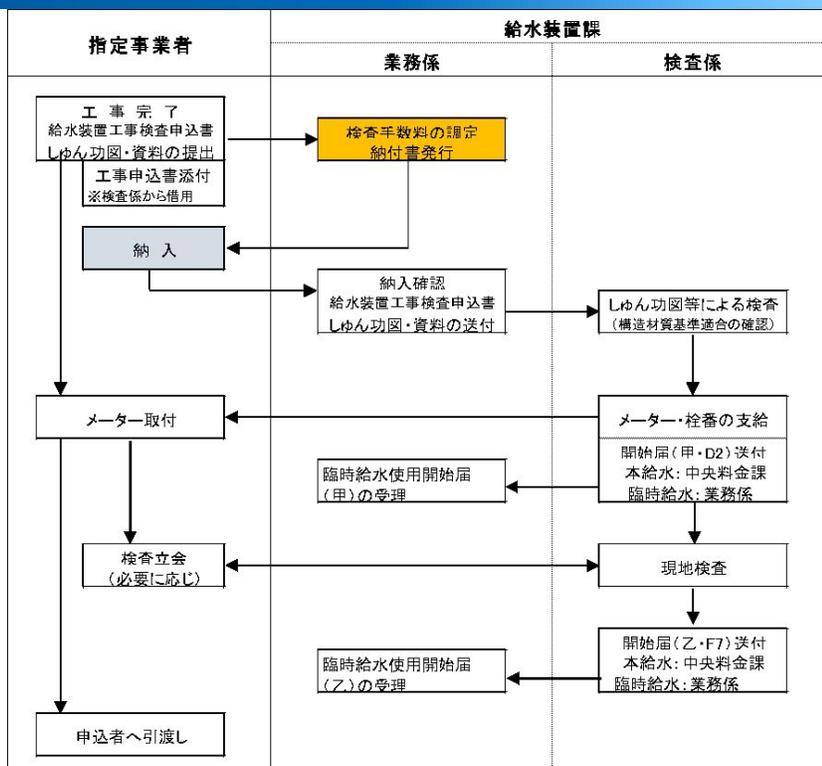
給水装置工事の手数料等について

## 検査手数料調定窓口



給水装置工事の手数料等について

# 検査手数料納入後の流れ



給水装置工事の手数料等について

63

## (3) 臨時給水の水道料金 1

### < 臨時給水の水道料金 >

**仮設**の給水装置で、**臨時**に給水する場合の水道料金のこと。

### < 使用期間 >

- ・最長1年
- ・1年を超えるときには、一度精算し、再度申請が必要。

### < **既設**の給水装置を臨時給水に使用する場合 >

現在休止中のもので、水道料金の調定が行われていない給水装置であること。

給水装置工事の手数料等について

64

## <申請及び承認>

### 臨時給水の申請に必要な条件

- 1 申込書の給水装置設置場所と同一であること
- 2 支払者の口座が記載されていること
- 3 使用するメーター口径に誤りがないこと
- 4 記載された申告水量が適正であること

## 臨時給水使用申請書

様式1  
(あて地)  
札幌市水道事業管理者

臨時給水使用申請書

年 月 日 申請

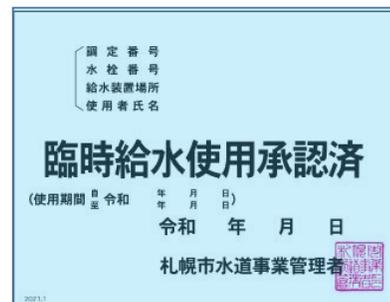
給水装置設置場所 札幌市 区	測定番号	水屋敷の有無	工事番号	日積	課長	課長
使用期間 年 月 日～ 年 月 日(6月以内)	有無					
使用目的 1 戸建住宅 2 戸建住宅以外 3 雑貨事業者(人) 4 地下水位高(専用・共用) 5 インター事業(店舗) 6 その他	既設の物 既設口径 既設口径 既設口径	既設の有無 既設の有無 既設の有無	工事番号(既設)	測定	課長	課長
住所 氏名 〒 印	草水器取付月日	草水器有効年月	メーター番号	調整		
水道料金 支払者 住所 氏名 〒 印	水 量 m <sup>3</sup>			定 保 保 保		
届出済 既設の場合のみ記入 氏名 住所 〒 印	上水 円 下水 円 (内消費税 円) (内消費税 円)			課 長 課 長		
申請者(指定 給水装置 工事業者) 事業番号 〒 主任 技師 署名	使用期間 年 月 日～ 年 月 日(6月以内)	水量 m <sup>3</sup>		精 算 課 長 課 長		
摘要	開始月日 年 月 日	終了月日 年 月 日	基値指針 m <sup>3</sup>	精 算 課 長 課 長		
記入の際は、次の事項に該当する場合は、必ず記載してください。 1. 上記の申請者名を記入して変更し、捺印をお願いします。 2. 既設の物(口径)は、水屋敷の有無を記載してください。 3. 臨時給水有効期間経過後、継続使用に併用する場合は、申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。 4. 申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。 5. 申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。 6. 申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。 7. 申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。 8. 申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。 9. 申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。 10. 申請書に「継続使用に併用する旨」を記載してください。	実 使 用 上水 円 下水 円 (内消費税 円) (内消費税 円)			送 付 課 長 課 長		
	送 付 課 長 課 長					

備考 この様式に準じ、または、この様式に準じた別紙の様式を使用することができます。

給水装置工事の手数料等について

臨時給水の申請時は、原則、下記3点が必要です

- ・臨時給水使用申請書
- ・臨時給水の工事申込書
- ・臨時給水使用承認済の札 (水色の札)



給水装置工事の手数料等について

## 臨時給水の水道料金 4

### <料金>

- 1か月当たりの基本料金(上水の場合)

口径	基本水量	上水金額	消費税	合計
13、20mm	10m <sup>3</sup>	5,000円	500円	5,500円
25mm	10m <sup>3</sup>	8,600円	860円	9,460円
40mm	30m <sup>3</sup>	38,000円	3,800円	41,800円

- 基本水量を超過した分は、1m<sup>3</sup>あたり495円(消費税含む)加算する。
- 使用終了時には、メーター指針により**精算**を行い、納入済み額との差額が生じた場合、**還付(返金)**や**追徴**をする。

給水装置工事の手数料等について

67

## 手数料の減免措置

- 新築を伴う臨時給水

工事区分	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	あり	あり
撤去工事	<b>免除</b>	<b>免除</b>

- イベント、仮設事務所等の臨時給水

工事区分	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	あり	あり
撤去工事	<b>免除</b>	あり

給水装置工事の手数料等について

68

## (4) 水道利用加入金について

メーターの口径	加入金	消費税10%	税込金額
13mm	56,000円	5,600円	61,600円
20mm	160,000円	16,000円	176,000円
25mm	285,000円	28,500円	313,500円
40mm	900,000円	90,000円	990,000円
50mm	1,620,000円	162,000円	1,782,000円
75mm	4,500,000円	450,000円	4,950,000円
100mm	9,200,000円	920,000円	10,120,000円
150mm	26,000,000円	2,600,000円	28,600,000円
200mm以上	管理者が別に定める額		

給水装置工事の手数料等について

69



### <受付時間>

#### ・審査業務

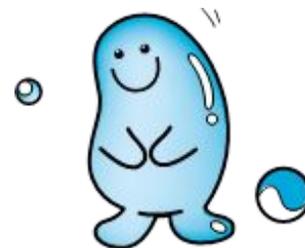
午前：8時45分～12時15分まで

午後：13時～17時15分まで

#### ・調定窓口

午前：8時45分～11時50分まで

午後：13時～15時45分まで



給水装置工事の手数料等について

70